

建設技術審査証明（建築技術）報告書

BCJ-審査証明-177

吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術
「部分隔離工法 ふうじろう工法（除去工法）」

審査証明依頼者：常盤工業株式会社



2015年9月

建設技術審査証明協議会会員



一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

序

一般財団法人 日本建築センターでは、民間開発建設技術の技術審査・証明事業認定規程（昭和 62 年 7 月 28 日建設省告示第 1451 号）に基づき、建設大臣認定機関として「建築施工技術・技術審査証明事業」（平成 5 年 3 月 2 日建設省告示第 475 号）と「建築物等の保全技術・技術審査証明事業」（昭和 63 年 9 月 27 日建設省告示第 1887 号）の二つの審査証明事業を実施してまいりました。

現在では、建設省告示第 1451 号が廃止（平成 13 年 1 月 6 日付）されたことに伴い、これまで建設大臣認定機関として審査証明事業を実施していた 14 機関で設立（平成 13 年 1 月 10 日付）した「建設技術審査証明協議会」会員として、審査証明事業「建設技術審査証明事業（建築技術）」を実施しております。

この審査証明事業は、建築物等に用いられる建築技術全般に関し、民間で開発された様々な新しい技術について審査・証明を行うことにより、民間における研究開発の促進とそれらの新技術を、建設事業に適正かつ迅速に導入することを図り、建設技術の水準の向上に寄与しようとする目的で実施するものです。

このたび、吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「部分隔離工法 ふうじろう T（除去工法）」に関し、「建設技術審査証明事業（建築技術）」への審査証明の依頼があり、対象技術に関し、専門知識を有する学識経験者等からなる『建築技術（アスベスト除去工法等）審査委員会』（委員長 鎌田元康 東京大学名誉教授）及び同委員会の下に『部分隔離工法 ふうじろう T（除去工法）専門委員会』（委員長 本橋健司 芝浦工業大学工学部建築工学科教授）を設置し、技術審査を行いました。

本報告書は、吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「部分隔離工法 ふうじろう T（除去工法）」に関する審査証明の内容を広く関係機関の方々に活用して頂けるよう、広報のために作成致しました。ご活用頂ければ幸いに存じます。

一般財団法人 日本建築センター

建設技術審査証明書(建築技術)

技術名称：吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術
 「部分隔離工法 ふうじろうT（除去工法）」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

(開発の趣旨)

既存の建築物に施工された吹付けアスベストの除去に際し、アスベストの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

(開発の目標)

- (1) 除去工事に際し、作業区域の空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び約款に基づき、依頼のあった吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「部分隔離工法 ふうじろうT（除去工法）」の技術内容について下記のとおり証明する。

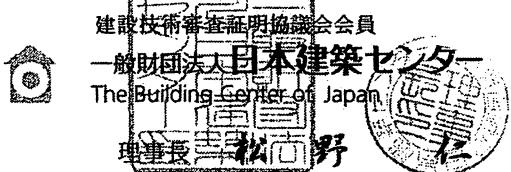
2010年11月17日

2015年9月24日（更新）

建設技術審査証明協議会会員

一般財団法人日本建築センター
 The Building Center of Japan

理事長 三浦 伸野



記

1. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、作業区域の空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、建築物利用者の安全は確保できるものと判断される。
- (3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講じていることから安全は確保できるものと判断される。

2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

5. 審査証明の有効期限 2020年11月16日

6. 審査証明の依頼者

常盤工業株式会社

住所 東京都千代田区九段北四丁目2番38号

建築技術（アスベスト除去工法等）審査委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

委員長 鎌田 元康 東京大学 名誉教授

副委員長 本橋 健司 芝浦工業大学工学部建築工学科 教授

委員 片渕 利幸 佐藤工業株式会社 顧問

島田 啓三 建設廃棄物協同組合 理事長

常谷 雅彦 一般社団法人 J A T I 協会 テクニカルアドバイザー

平井 良夫 株式会社 F M技術 技術顧問

(2015年9月)

部分隔離工法 ふうじろう工法（除去工法）専門委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

委員長 本橋 健司 芝浦工業大学工学部建築工学科 教授

委員 島田 啓三 建設廃棄物協同組合 理事長

平井 良夫 株式会社 F M技術 技術顧問

(2015年9月)

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

常盤工業株式会社

代表取締役社長 大窪 利昭

東京都千代田区九段北四丁目 2 番 38 号

1.2 技術の名称

吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術

「部分隔離工法 ふうじろうT（除去工法）」

1.3 技術の概要

既存の建築物に施工された吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールをアスベスト粉じんの飛散防止を十分に配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に除去する技術。

本工法は、アスベストが施工された部分をポリエチレンシートを用いて部分隔離し除去作業を行うものである。（ここで、部分隔離されたエリアを「汚染区域」、汚染区域を含む立ち入り禁止エリアを「作業区域」と呼ぶ。）

2. 開発の趣旨

既存の建築物に施工された吹付けアスベストの除去に際し、アスベストの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

3. 開発の目標

- (1) 除去工事に際し、作業区域の空気 1 リットル中の纖維状粒子（アスベスト纖維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の纖維状粒子（アスベスト纖維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) アスベスト除去工事に関する技術資料
- (2) 施工実績及び纖維状粒子（アスベスト纖維を含む）濃度等の測定データ
- (3) 審査の過程において必要とされた追加資料
- (4) 施工現場調査

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、作業区域の空気 1 リットル中の纖維状粒子（アスベスト纖維を含む）の本数がおよそ 10 本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に作業場所における空気 1 リットル中の纖維状粒子（アスベスト纖維を含む）の本数がおよそ 10 本以下となり、建築物利用者の安全は確保できるものと判断される。
- (3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講じていることから安全は確保できるものと判断される。

8. 留意事項及び付言

- (1) 作業者・管理者等に対して、アスベストに関する基礎的知識・本技術の施工マニュアル等について、事前に十分な教育を実施し、安全性の確保に努めること。

9. 審査証明経緯

- (1) 建設技術審査証明事業において、2010 年 11 月 17 日付けで技術審査を完了した。
- (2) 2015 年 7 月 14 日付けで依頼された本技術に関する更新及び下記の変更について技術審査を行い、2015 年 9 月 24 日付で技術審査を完了した。

なお、更新日は 2015 年 9 月 24 日とし、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して 5 年間（2020 年 11 月 16 日まで）とする。

- ・石綿障害予防規則の改正等に伴う施工マニュアルの見直し
- ・纖維数濃度測定計画の一部変更 など